

令 和 5 年 3 月
教 養 資 料

苦情事例集

Vol.1



住民サービス課
企画・指導係

はじめに

苦情を申し立てる人には、「そもそも警察に不満を持っている人」が多いと思われがちですが、苦情の中には、警察官の説明不足等が原因で苦情となった事例も数多く存在します。

警察官の誤った手続きや言葉遣い等不適切な取扱いがあれば、県民の信頼を失い、ひいては県民の安心安全に支障をきたす結果になります。

いくつかの「苦情」にはその場限りにすべきではない反省・教訓事項が認められます。それは、苦情を申し立てられた関係警察職員の個人的な問題ではなく、組織全体の問題であり、課題でもあります。

迅速かつ確実に苦情の調査を実施し、不適切な職務執行等があれば、その本質を見極め、今後同じ様な苦情を発生させることがないように指導教養を徹底していかなければなりません。

苦情は、「県民の期待する警察組織・警察活動」を実現していくためのもので、「業務改善の宝庫」であることを肝に銘じ、必要な業務改善を実施し、適切な組織対応に努めるようお願いいたします。

引き続き、本資料を朝礼等でのワンポイント教養などで活用して下さい。

中 略

外国人を対象とした職務質問 (レイシャルプロファイリング問題)

❑ 苦情の要旨

事例① 娘の夫（外国人）が、何ら不審点がなかったにもかかわらず自転車に乗っていただけで職務質問を受けた。外国人・ブラックというだけで職務質問したのではないか。

事例② 外国人の夫が職務質問を受けた。その際、突然無言でボディチェックをされ、犯罪者のような扱いを受けた。夫は、「日本から出て行け」と言われている気分になった。

❑ 調査結果

①・②の事例においては、成人男性の対象者が、荷台部分が折り曲げられた自転車に乗車していたり（主に未成年者が二人乗りをする際に行う改造行為）、体格に合っていない自転車を手押しするなど、それぞれ職務質問を行うべき具体的な不審点があったため、警察官職務執行法第2条第1項を根拠として声かけしたものであった。また、所持品検査は、警察官職務執行法第2条を根拠として、本人の同意を得た上で行っており、不適切な職務執行は認められなかった。

🔴 注意点 🔴

近年、警察などの法執行機関が、人種や肌の色、民族、国籍、言語、宗教といった特定の属性であることを根拠に、個人を捜査の対象としたり、犯罪にかかわったかどうかを判断したりすることは、「レイシャルプロファイリング」と呼ばれ、人権（人種差別）問題となっています。

警察官が、防犯診断や一斉検問等を理由に対象者に声かけを行う場合は警察法2条が根拠ですが、ボディチェック（所持品検査）は、同法を根拠に実施することはできません。

警察法2条を根拠にして声かけしたことにより、具体的な不審点が浮上して追及をする場合等は、警察官職務執行法第2条が根拠になります。自分の職務執行の根拠が何であるか今一度よく考えてください。

警察官が、特定の属性であるだけで声かけをしたり、警職法上の要件等がないにもかかわらず有形力行使する（自転車の荷台を掴む）等の対応をとれば、不適切な対応になるばかりか、社会的反響が大きい人権問題等へと発展しかねないため十分に注意してください。



教養インフォメーション（令和4年10月号）
地域警察通報（令和4年 No. 11） など



後 略